

## 権兵衛峠道路災害復旧技術検討合同委員会規約

### (目 的)

第1条 一般国道361号権兵衛トンネル（施工中）の地質調査方法と橋梁復旧の施工方法について、「権兵衛道路災害復旧技術検討合同委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、被災個所の作業の安全性を確認すると共に、地質調査等の調査の結果を踏まえた復旧工法等を検討することを目的とする。

### (検討事項)

第2条 委員会では、下記の事項について検討を加える。

- ①被災後の調査方法、施工の安全性
- ②復旧工法の方向性・評価
- ③復旧工法の検討

### (組 織)

第3条 委員会は、別表に掲げる学識経験者・有識者・行政関係者からなる委員で構成する。

### (委員会)

第4条 委員会には委員長を置き、委員会を総括する。

2. 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることが出来る。
3. 委員会は、飯田国道工事事務所が行う調査・検討の段階毎に、委員長が必要と認めた時期において開催する。
4. 委員会は必要に応じ、事務局へ検討条件の整理及び調査を依頼できるものとする。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、国土交通省飯田国道工事事務所に置く。

### (その他)

第6条 本規約に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な項目は、その都度委員会において定める。

### 附 則

この規約は、令和元年11月2日から施行する。